

規制の事前評価書（金融庁）

1. 政策の名称

少額電子募集取扱業務のみを行う者に対する規制の見直し

2. 担当部局

金融庁総務企画局市場課

3. 評価実施時期

平成 26 年 3 月 13 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

投資型クラウドファンディング^(注)を通じたリスクマネーの供給促進を図るためには、できるだけ金融商品取引業を行おうとする者にとって参入が容易な制度とすることが重要であり、このような観点から、現行の第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業について登録等の特例を設けることが望ましいと考えられる。

(注) クラウドファンディングとは、必ずしも定まった定義があるものではないが、一般には「新規・成長企業等と資金提供者をインターネット経由で結び付け、多数の資金提供者から少額ずつ資金を集める仕組み」を指す。投資型クラウドファンディングとは、クラウドファンディングのうち、資金提供者に対して有価証券（株式やファンド持分等）を発行するものを指す。

投資型クラウドファンディングに係る金融商品取引業者が行う業務は、発行者のためにインターネットを通じて投資の勧誘を行うことであり、有価証券の募集の取扱い等に該当する。

その際、投資者保護の観点も考慮に入れ、発行総額（1億円未満とすることを想定）や一人当たり払込額の上限（50万円以下とすることを想定）を設けるとともに、金融商品取引業者が（第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業のうち）「電子募集取扱業務（インターネットを通じた有価証券の募集の取扱い等）」に特化することを条件とするなど、限定的な範囲で特例を設けることが適当であると考えられる。

そこで、第一種金融商品取引業のうち「第一種少額電子募集取扱業務（「電子募集取扱業務」のうち、非上場の株券等の募集の取扱い等であって、当該株券等の発行総額や一人当たり払込額が少額であるもの）」のみを行う者（以下、「第一種少額電子募集取扱業者」という。）及び第二種金融商品取引業のうち「第二種少額電子募集取扱業務（「電子募集取扱業務」のうち、ファンド持分の募集等の取扱いであって、当該ファンド持分の発行総額や一人当たり払込額が少額であるもの）」のみ

を行う者（以下、「第二種少額電子募集取扱業者」という。）について特例を設け、財産等についての参入要件及び行為規制を緩和することとする。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

金融商品取引法第 29 条の 4 の 2、第 29 条の 4 の 3

(3) 規制の新設又は改廃の内容

第一種少額電子募集取扱業者及び第二種少額電子募集取扱業者について、財産等についての参入要件及び行為規制を緩和する。

5. 想定される代替案

全ての金融商品取引業者について、財産等についての参入要件及び行為規制を緩和する。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

① 本案

第一種少額電子募集取扱業者及び第二種少額電子募集取扱業者において、参入要件及び行為規制が緩和されることで、これらの業者の登録に係る負担及び行為規制の遵守に係る負担が軽減される。

② 代替案

全ての金融商品取引業者において、参入要件及び行為規制が緩和されることで、金融商品取引業者の登録に係る負担及び行為規制の遵守に係る負担が軽減される。

(2) 行政費用

① 本案

行政庁（国）において、第一種少額電子募集取扱業者及び第二種少額電子募集取扱業者が、登録後においても、募集の取扱い等を行う有価証券の発行総額が少額であること等の要件を満たして業務を行っているか否かを確認するための費用が発生する。もっとも、これらの業者については、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務のみを行う旨を登録申請書に記載させることとするため、行政庁（国）は、かかる業者についてのみ確認を行えばよく、追加的に発生する費用は限定的である。

② 代替案

行政庁（国）において、行為規制が緩和されることで行為規制の遵守状況の確認・検証の費用が減少する。他方、参入要件等の緩和により、新規参入業者が増加し、当該新規参入業者に対する検査・監督を行うための費用が発生する。

（3）その他の社会的費用

① 本案

第一種少額電子募集取扱業者及び第二種少額電子募集取扱業者については、その業務の特性に鑑み、課す必要性が無い又は低いと考えられる参入要件及び行為規制に限定して見直しを行うことから、代替案のような社会的費用が発生するおそれは低い。

② 代替案

金融商品取引業者全般について参入要件及び行為規制を緩和することから、財務の健全性確保をはじめとしたこれらの規制の趣旨が全うされず、公正な金融商品市場の確保・投資者保護が著しく損なわれるという社会的費用が発生するおそれがある。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

① 本案

第一種少額電子募集取扱業者及び第二種少額電子募集取扱業者について、登録要件及び行為規制を緩和することにより、少額の投資型クラウドファンディングを通じたリスクマネーの供給が促進され、起業・新規ビジネスの創出が実現される。

② 代替案

全ての金融商品取引業者について、参入要件及び行為規制を緩和することで、金融商品取引業者が増加し、起業等の局面においては、少額の投資型クラウドファンディングを通じた方法以外にもリスクマネーの供給が促進され、起業・新規ビジネスの創出が実現される。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

（1）費用と便益の関係の分析

第一種少額電子募集取扱業者及び第二種少額電子募集取扱業者について、参入要件及び行為規制が緩和されることで、これらの業者の登録に係る負担及び行為規制の遵守に係る負担が軽減されるうえ、行政費用の追加的発生は限定的であり、社会的費用が追加的に発生するおそれも低い。

他方、本案の改正により、少額の投資型クラウドファンディングを通じたリスク

マネーの供給が促進され、起業・新規ビジネスの創出が実現される。

以上を勘案すれば、本案の改正は適当と考えられる。

(2) 代替案との比較

代替案においては、本案と比較し、便益において上回るほか、遵守費用の削減の程度においても上回っている。

しかしながら、代替案において発生する行政費用の程度は、本案を上回る。また、金融商品取引業者全般について財産等についての参入要件及び行為規制が緩和されることにより、財務の健全性確保をはじめとしたこれらの規制の趣旨が全うされず、公正な金融商品市場の確保・投資者保護が著しく損なわれるという社会的費用が発生するおそれがある。これら行政費用と社会的費用の負の効果は、上記の便益等の正の効果を上回るものと考えられる。

以上を勘案すれば、本案の方が適当と考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告（平成 25 年 12 月 25 日公表）

10. レビューを行う時期又は条件

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。